

(案)

「新たな総合計画」策定方針

令和8年4月

総合企画部

0 1 策定の趣旨

- ◆ 本県を取り巻く社会経済環境は、加速度的に進行する人口減少をはじめ、デジタル化や脱炭素化の急速な進展などにより、大きな転換期を迎えている。
- ◆ 特に、人口減少は、厳しさを増しており、今後、経済規模の縮小、地域活動の担い手不足、生活サービスの維持が困難となるなど、その影響は様々な分野において一層深刻化していくことが強く懸念される。
- ◆ こうした状況の下、人口減少に歯止めをかける取組を進めると同時に、本県の活力を維持・向上させ、県民一人ひとりが安心して将来に希望を持って暮らし続けられる県づくりを着実に進めていくことが求められる。
- ◆ このため、これまでの成果を基盤に、将来を見据えて先手を打ち、県民の生活をしっかりと守り抜きながら、社会全体を持続的に発展させていくため、県づくりを次なるフェーズへと進める新たな総合計画を策定する。

02 性格と役割

- ◆ 本県の持続的な発展を図っていくための新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向を示す総合計画
- ◆ 県民をはじめ、市町、関係団体、企業、大学など多様な主体と共有し、共に取組を推進していくための指針
- ◆ 国の地方創生の趣旨を踏まえ、人口減少をはじめ県政が直面する諸課題に戦略的かつ総合的に対応していくため、県の総合計画を、まち・ひと・しごと創生法に基づく「総合戦略」として位置付ける

※現行の「総合戦略」の期間：令和5年度～令和9年度

（国の新たな総合戦略の期間：令和7年度～令和11年度）

03 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

（2026年度）

（2030年度）

中長期的な将来像を展望し、5年間の計画期間における基本目標の実現に向けた施策の方向性を示す

04 県づくりの推進方向

《基本目標》

「**安心で希望と活力に満ちた山口県**」の実現

《基本方針》

「**成長と安心の好循環**」の創出

- ◆ 人口減少や社会経済状況の変化に的確に対応しながら、持続的な「成長」を生み出す産業力を強化する。
- ◆ こうして得られた成長の果実を、子育てや教育、医療・福祉、地域交通など、県民生活を支える分野に行き渡らせ、人生のどの段階においても不安なく暮らし続けられる、人生100年を支える「安心」を確立する。
- ◆ このように、成長が安心を生み、その安心がさらなる成長を後押しする「成長と安心の好循環」を創出することで、「**安心で希望と活力に満ちた山口県**」の実現を目指す。

04 県づくりの推進方向

《政策推進の2本の柱》

I 持続的な「成長」を生み出す産業力の強化

これまでの成果を基盤に、本県の強みを最大限に活かして「稼ぐチカラ」を飛躍的に伸ばし、社会経済状況の変化に的確に対応しながら、持続的な「成長」を生み出す産業力を強化する。

検討テーマ

GX産業拠点の形成 / 成長産業の育成・集積 / 中堅・中小企業の成長支援
産業人材・産業基盤の強化 / 強い農林水産業の育成 / 観光産業の育成 等

II 人生100年を支える「安心」の確立

将来の人口減少や年齢構造の変化を見据えながら、県民生活を支える様々な分野における地域課題への対策を講じることにより、県民誰もが、人生のどの段階においても、不安を感じることなく歩み続けられる「安心」を確立する。

検討テーマ

こども・子育て支援 / 人づくり / 人材活躍・共生社会 / 誰もが住みたくなる地域づくり / 生命と生活基盤を守る安全対策 / 健康づくり、医療・福祉 等

04 県づくりの推進方向

《「成長と安心の好循環」の創出による新たな県づくり》



「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

05 策定にあたっての基本的考え方

（人口減少の克服に向けた新たな県づくり）

- ◆ 人口減少が県政の最重要課題であるとの共通認識の下、その克服に向け、特に県外転出が顕著な若者・女性に選ばれる県づくりを重要な視点として、計画を策定する。

（多様な主体との共創）

- ◆ 多様な主体が知見や思いを持ち寄り、本県の将来像を共に描き、その実現に向けて共に行動し、新たな山口県を共に創る「共創」の考え方の下、計画策定段階から多くの主体の参画を得て、従来の枠組みにとらわれない発想なども取り入れながら、実効性の高い計画を策定する。

（県民ニーズを踏まえた取組の進化）

- ◆ これまでの成果を十分に検証した上で、県民ニーズを踏まえた新たな指標の検討や適切な指標の設定を行い、新たな県づくりに向けた取組の実効性をより一層高める。

06 策定時期

この計画は、今後、「元気創出！どこでもトーク」等の機会を通じて県民意見の聴取を行いながら、庁内において策定作業を進め、県議会への報告を経て、**令和8年度中に策定**する。

《スケジュール（予定）》

令和8年	4月	「新たな総合計画」 <u>策定方針</u> の決定	
	6月頃	<u>骨子案</u> 作成	⇒ 県議会に報告
	11月頃	<u>素案</u> 作成	⇒ 県議会に報告
	12月頃	パブリックコメント実施	
令和9年	2月頃	<u>最終案</u> 作成	⇒ 県議会に報告
	3月頃	「新たな総合計画」 <u>策定・公表</u>	